

「大磯町自治基本条例」施行記念講演会

## 「町の憲法ができました」——町民自治により進めるまちづくり

講師：諸 坂 佐 利 氏

(仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会委員長  
神奈川大学法学部准教授

### 【1】自治基本条例とは何か？

(1) 町の最高規範（第2条）・・・町の「憲法」ということ。

- ・「憲」とは、国の組織や政治の仕組みの根本の原則を定めた掟（『漢字源』より）
  - ・「憲法」とは、基本となる決まり。掟。国家の統治権・統治作用に関する根本原則を定める基礎法。他の法律や命令で変更することのできない国の最高法規（『大辞泉』より）。
- ⇒例：三権分立主義、議院内閣制、平和主義、基本的人権の尊重 等

(2) 真の意味での「協働（パートナーシップ）」

- ・「市民主体」の社会づくり（住民自治的行政）の実現を目指す統一意思

### 【2】大磯町自治基本条例の構成と特色

(1) 町民の自律・自覚（公共の心）を醸成し、それに基づく協働社会の構築

前文 P1（ページ数は大磯町自治基本条例逐条解説のページ数です）

第4条（参画と協働によるまちづくり）P2

第9条（町民の権利）P3

(2) 「住民自治」の制度としての確立

前文 P1

第9条（町民の権利）P3

第10条（町民の責務）P4

第11条（子どもがまちづくりに参画する権利及び責任）P4

第12条（事業者等の権利及び責務）P4

⇒住民は、行政に対する「お客さん（客体）」ではなく、行政の「当事者」「一担い手」であるということ。町民はまちづくりの主体。

⇒「主体」ゆえの権利と責任（自覚）

(3) コミュニティの再生化・活性化

第13条（コミュニティ活動の推進及び支援）P5

第14条（交流及び連携）P5

⇒「行政活動に対する住民参加（参画）」と同時に「住民活動に対する行政参加」の推進  
・「コミュニティ」とは、「地域における多様な人と人とのつながりにより構成された集団や組織」をいう。

・コミュニティ

①地域型コミュニティ（町内会、自治会）

②テーマ型コミュニティ（福祉・環境等関係のボランティアグループ、NPO等）

(4) 住民参加（参画）の強化・充実化

- 第 23 条（附属機関等への参加） P8
- 第 24 条（意見等に対する手続き） P9
- 第 25 条（意見、要望及び苦情への対応） P9
- 第 26 条（行政評価） P9
- 第 28 条（住民投票） P10
- 第 29 条第 2 項（条例の見直し及び検討手続き） P10

(5) 責任行政（政治）の確認・強化

①情報の共有……「情報公開」ではなく「広報行政」の推進

- 第 5 条（情報の共有） P3
- 第 9 条（町民の権利） P3
- 第 19 条（町政運営の基本） P7
- 第 20 条（会議の公開） P7

⇒「協働」の前提となる“信頼関係”の構築を目指す。

②情報の管理と個人情報の保護

- 第 6 条（情報の管理） P3
- 第 7 条（個人情報の保護） P3

⇒「公文書等の管理に関する法律」や「個人情報保護法」の遵守の確認。

③説明責任

- 第 8 条（説明責任） P3

④職員の責務

- 第 18 条（職員の責務） P6

⑤会議の公開

- 第 20 条（会議の公開） P7

⑥附属機関等への参加

- 第 23 条（附属機関等への参加） P8
- 第 24 条（意見等に対する手続き） P9
- 第 25 条（意見、要望及び苦情への対応） P9

⑦行政評価

- 第 26 条（行政評価） P9

⑧危機管理

- 第 27 条（危機管理） P9

⑨住民投票

- 第 28 条（住民投票） P9

⑩条例の見直しに関する「町民委員会」の設置

- 第 29 条（条例の見直し及び検討手続き） P9

【3】むすび